

# 白岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

公共下水道事業全体計画の見直し及び地方自治法の一部改正に伴い、計画処理区域面積及び計画処理人口の変更等を行うため、本条例の一部を改正するものである。

## 2 改正の概要

### (1) 第2条関係

公共下水道(汚水)の計画処理区域面積及び計画処理人口について、「1,072ヘクタール」、「3万4,600人」を「1,423ヘクタール」、「4万2,300人」に改める。

### (2) 第5条関係

引用条項の改正に伴い、所要の文言整理を行うものである。

## 3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。